

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉吉市長 広田 一恭

市町村名 (市町村コード)	倉吉市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	上北条地区 (小田、古川沢、下古川、井手畑、新田、中江、大塚、穴窪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日 第1回

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上北条地区は水田を中心に水稻・二条大麦・大豆・白ネギ等の生産が盛んに行われてきた。現在は、認定農業者や集落営農組織、農業法人などの担い手も多数いるため、耕作放棄地は発生せず、健全な農地が守られている。しかし、認定農業者の多くが70歳代であり、数年後の後継者不足の問題に直面している。数年後には現在の認定農業者が離農していくため、担い手と農地を上手く次の世代に引き継いでいくことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作物については、これまでどおり水稻・二条大麦・大豆・白ネギ等を中心に耕作を行う。担い手については各地区に点在する若手農業者を積極的に支援し、地域のリーダーを担ってもらう。現在の認定農業者が耕作している農地は数年後に耕作者不在となることが予想されるため、新たに育つ農業者や集落営農組織、農業法人を含めた担い手へ農地集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	234.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	234.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や集落営農組織、農業法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を対象に担い手の経営意向を確認しながら、段階的に農地集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
上北条土地改良区及び北条水系土地改良区と連携を図りながら、老朽化した水路の更新、段差解消などの地域全体で抱える問題について補助事業を活用しながら基盤整備を進める。 多面的機能支払制度に取り組む2組織により水路・農道の維持管理や整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
倉吉市、鳥取県、JAと連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集する。特に新規就農者に対しては、農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①各地区において、効率的な電気柵の設置を行う。
- ③担い手不足の解決策の1つとしてスマート農業の積極的な取り入れを検討する。